

議案番号	件 名
提案課名	内 容
報告第9号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)
税 務 課	<p>【改正趣旨】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の措置を講じた新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律が令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要性が生じたため、同年5月1日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。</p> <p>【改正概要】</p> <p>1 徴収猶予の特例措置の整備【付則第24条】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から納期限までの1か月以上の期間、前年同期比で概ね20%以上収入が減少した場合に、全税目を対象として無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予する特例が設けられることに伴い、その申請手続きに関する規定を整備するもの。</p> <p>2 生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充【付則第10条の2第16項、同条第18項】</p> <p>現在、中小企業の実現性革命を実現するため、生産性向上特別措置法により制定した導入促進基本計画に基づき、令和3年3月31日までに取得した一定の機械・装置等に係る固定資産税を3年間ゼロとする特例措置を講じているところ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資する中小事業者等を支援する観点から、当該特例措置の対象資産に事業用家屋及び構築物を加えるもの。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和2年5月1日</p>